

社会福祉法人 石川県社会福祉事業団 中期目標

(実施期間 令和3年度～令和7年度)

令和3年3月 策定

1 団体の設立目的

県立社会福祉施設の経営を受託し、運営に民間的機能の長所を取り入れ、経営の合理化を図り、多様化した県民ニーズに応え、社会福祉の増進に寄与することを目指して設立しました。

2 団体の果たすべき役割

社会福祉法第24条に従い、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

また、高齢者の自立支援及び子育て支援に向けた良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供を基調とし、地域に密着した福祉の向上に努めます。

3 事業内容

(1)介護保険事業

介護保険法等に基づき、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老健ホーム、短期入所・通所施設等）の経営及び指定管理による受託経営。

(2)老人福祉事業

老人福祉法等に基づき、養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営。

(3)子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法等に基づき、認定こども園の経営。

4 現状と課題

当事業団は営利を目的としない社会福祉法人ではありますが、関係法令、定款等に従って、適正な収益を確保し、安定的な財政基盤の確立に努めています。

(1)管理運営体制について

- ・施設長等による経営会議を適時に開催し、運営の状況把握に努めています。
- ・社会福祉法等に定められた情報の公表により、常に運営の透明性を図っています。

(2)良質かつ安全・安心なサービスの提供について

- ・介護職員や保育教諭等の人材確保が益々困難になる中、ICT等を活用した業務の効率化を図ることによってサービス提供体制の安定確保に努めます。
- ・研修の充実等を通じて職員の能力開発・向上を図り、より良質で安心安全なサービスの提供に努めています。
- ・利用者の安全を確保するため、感染症防止対策を徹底しています。

(3) 団体運営の効率化等について

- ・施設の老朽化に伴う修繕費用が年々かさんでいることから、計画的に大規模修繕を実施するとともに業務見直しによる経費節減に努めます。
- ・平成28年度から社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」として、地域の高齢者や子育て世代を支援するなど地域住民と触れ合う事業を実施することにより、施設の利用促進の足掛かりとしております。

5 中期目標

(1) 中期目標

介護職員等の人材不足やコロナ禍での稼働率確保は困難ではあるが、適正な経営を確保できる施設稼働率を目指します

(2) 測定指標と目標値

測定指標 (年間の施設稼働率)	基準値 (H29～R1平均)	中間目標値 (R5)	最終目標値 (R7)
介護保険事業 (特養、短期・通所は施設平均)	特養 93.8%	92.5%	94.5%
	老健 90.5%	90.0%	91.0%
	短期・通所 78.0%	75.0%	80.2%
老人福祉事業	養護 96.3%	95.0%	97.0%
	軽費 78.9%	90.0% ※	85.0% ※
子ども・子育て支援事業	112.8%	112.0%	113.0%

※R3.4～ 定員変更 (150人→100人)

6 目標達成に向けた具体的な取組内容

(1) 良質かつ安全・安心なサービスの提供に向けた取り組み

- ・人材確保について、インターネットでの求人活動を充実するなど、年齢層や地域にこだわらない広範囲からの確保策を推進します。
- ・記録システムや見守りセンサーをはじめとしたICT機器の活用による業務の効率化に努め、職員の定着促進を図ります。
- ・職員会議や自己申告書等を通して改善提案を積極的に募り、現場の声を反映した職場環境の改善に取り組みます。
- ・人材育成計画に沿って外部研修等の受講機会を計画的に提供するとともに、研修終了後の伝達研修を各施設で行うことにより職員全体のスキルアップを図ります。
- ・業務に関連する資格取得費用の支援を充実することで、職員のキャリアアップを促進します。

(2) 団体運営の効率化に向けた取り組み

- ・中長期計画について、新たな5年、10年について作成し、各施設の修繕や設備更新を厳選して実施するなど運営経費の抑制に努めます。

- ・管理部門において、経理事務の一元化や近隣施設の一体的な運営に努めます。
- ・施設間の連携により利用者を受け入れ、稼働率の向上を目指します。
- ・全職員に対し、経営への参画意識を醸成する機会を設けます。

参考資料(団体の概要)

1 団体の基本的情報

団体名	社会福祉法人 石川県社会福祉事業団
所在地	金沢市八田町東912番地
設立年月日	昭和44年4月1日(前身の「財団法人」はS41.8.15 設立)
代表者	理事長 水橋 恵子
県所管課	長寿社会課(少子化対策監室: 広岡こども園のみ)
設立に係る根拠法令等	社会福祉事業団認可基準 社会福祉法第22条
団体の沿革	S44. 5. 1 県立施設の受託経営開始 S51.10. 1 保育所の経営開始 H12. 4. 1 介護保険制度導入に伴い、法人経営の自立化を図るため、受託経営から自主経営に転換 H17.10. 1 経営理念及び経営基本方針策定 H28. 4. 1 広岡保育所から幼保連携型認定こども園広岡こども園へ移行 H29. 4. 1 社会福祉法人制度改革に伴う定款変更 H29. 5.26 経営理念及び経営基本方針改正

2 出資者、出資額等

出資者	出資額(千円)	比率(%)
石川県(出捐金)	10,000	100
基本財産(資本金)計	10,000	100.0

3 役職員の状況(R2.4.1 現在)

(単位:人)

常勤役員	3	常勤職員(役員兼務の施設長を除く)	234
うち県OB	2	うち県OB	2
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	5	非常勤職員	61
役員 計	8	職員 計(役員兼務の施設長を除く)	295